

LPガス事業者様の仕事と生活を幅広く支援します

2021年

LP LIFE

LPライフご加入案内

1口契約県用

LPライフはLPガス事業者様が
お互いに助け合う精神により
創られた制度です。

LPガスライフ支援制度(LPライフ)の概要

加入対象者 全国LPガス協会(以下「全L協」という。)の団体会員である県協会の会員販売事業者、卸事業者、簡易ガス事業者、スタンド事業者等。

契約期間 2021年10月1日 午前0時 ~ 2022年9月30日 午後12時まで

加入方法 事業所(支店・営業所等)毎に加入し、当該事業所が所在する都道府県協会に申込みください。

加入料 本パンフレット「LPライフの加入料」をご参照ください。

支援金の請求 販売促進支援金や支援金給付対象事故が発生したら、直ちに県協会へ連絡してください。LPライフの支援項目に該当する場合は、県協会から支援金請求書類をご送付いたします。

支援金限度額 一事由(事故)につき、5万円が限度となります。

支援金の請求期限(時効) 事由(事故)発生から2年を経過したときは、支援金請求権利は消滅しますのでご注意ください。但し、販売促進支援金及び加入者支援金の〔表1〕の内症通院支援金の請求期限は、10月1日~翌年9月30日の1年間となります。

LPライフの加入料

LPライフの加入料は次のとおりとし、既納の加入料は理由の如何に拘わらず返還いたしません。

1.一般加入料

一般加入料

消費者戸数が51戸以上のLPガス販売事業者及び簡易ガス事業者に適用する。

消費者1戸につき	年 10円
----------	--------------

最低加入料

消費者戸数が50戸以下のLPガス販売事業者及び簡易ガス事業者に適用する。

年 500円

2.特別加入料

①卸事業事業者、スタンド事業事業者、配送センター(卸事業者兼営のものを除く。)、LPガス配管工事事業者、保安センター等に適用する。

1事業所につき	年 5,000円
---------	-----------------

②ただし、卸事業者、スタンド事業者等が直売の消費者をもつ場合の加入料は、特別加入料5,000円と直売の消費者戸数で算出した加入料(10円×消費者戸数)とのいずれか高い方を適用する。

3.中途加入料

- 10月1日~翌年5月31日までに加入した場合 [上記の加入料と同額]
- 翌年6月1日~9月30日までに加入した場合 [上記の加入料の半額]

支援金の種類

1. 販売促進支援金

LPガス機器等の販売促進に貢献した加入者を支援します。

販売促進支援金の贈呈基準及び限度額

加入者がLPガス機器等の販売促進を行った場合は、次の表の区分に応じて販売促進支援金を給付いたします。

販売促進支援金を請求する権利は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とし、これを超えた場合は消滅します。

(1口契約につき)

対象事項	対象者	支援金
(1) エネファーム エネファームを当該事業所に導入または消費者等に販売(リース含)した場合。	加入者本人 (一事業所)	1基・5,000円、年間5万円限度
(2) LPガス自動車 LPガス自動車を当該事業所に導入または消費者等に販売(リース含)又は斡旋した場合。(新車・改造車)		1台・5,000円、年間5万円限度
(3) 災害バルク設置 災害バルク容器等を災害時に避難所となる公共施設等に新規販売した場合(コンロ・LPガス発電機等含)。		1加入者・年間1回限り、5万円
(4) オールガス化住宅 消費者の住宅(新築時及び改装時)に次の消費機器等のうち、3設備以上を販売(リース含)した場合。 【①給湯設備(台所と風呂と洗面所)、②ガスコンロ(Siセンサー付)、③空調設備、④床暖房】		1加入者・年間1回限り、5万円

(注1) LPガス自動車の改造車は新車登録後、1年以内が対象となります。ガンリン・電気併用のLPガス自動車も対象とします。

(注2) 販売促進支援金の支払い総額は(1)～(4)を合算して、当該年度の定期契約加入料総額(毎年10月1日)の1/5以内とし、これを超えた場合は支払を中止する。

(注3) 販売促進支援金の給付は、先着順とする。ただし、支払規制額に達する請求書が複数ある場合は、抽選とする。

(注4) 販売促進支援金の請求書類のなかで、写真は必須となります。

2. 加入者支援金

加入者及び従業員が、LPガス事故等により人的物的損害を被ったときは、次の〔表1〕～〔表4〕までの区分に応じて加入者支援金を給付いたします。

〔表1〕人的損害に対する支援金、〔表2〕物的損害に対する支援金、〔表3〕火災損害に対する支援金、〔表4〕容器(貯槽)・LPガスメーター・調整器損害の支援金

〔表1〕人的損害に対する給付基準及び支援金額

(1口契約につき)

対象事故(交通事故は除く)	支援対象者	傷害の別及び支援金額 (1名につき)
<ul style="list-style-type: none"> ●LPガス事故 ●LPガス配管工事中の事故 ●LPガス消費機器等取付中の事故 ●LPガス容器配送中の事故 (バルクローリー含む。) ●LPガス充てん中の事故 ●保安点検中の事故 ●検針中の事故 ●集金中の事故 	加入者本人 及び 従業員	(入院支援金) けが1日につき 2,000円 [25日、5万円限度]
		(通院支援金) けが1日につき 750円 [66日、4.95万円限度]
		(内症通院支援金) 内症1日につき 250円 [事故日から1ヶ月以内の通院日数及び請求金額が5,000円以上(20日間以上)が対象。]

(注1・重要) 内症通院支援金の請求は、1人年間1回限りとし、支払総額は年間1,000万円以内とし、これを超えた場合はその時点で支払を中止する。

また、内症通院支援金の請求期限は、毎年10月1日～翌年9月30日までの1年間とする。

(注2) 人的損害の場合は、入院支援金、通院支援金、内症通院支援金を合わせて5万円限度とする。

(注3) 上表の対象事故に、消費者宅及び事業所等に向かう途中の交通事故による死亡、傷害等は除く。

(注4) 内症とは、「ねんざ、打撲、ぎっくり腰等」をいう。

(注5) 内症支援金の給付は、先着順とする。ただし、支払規制額に達する請求書が複数ある場合は、抽選とする。

2. 加入者支援金(続き)

〔表2〕物的損害に対する給付基準及び支援金額

(1口契約につき)

物的損害			
対象事故	対象者	損害額	支援金額
LPガス事故	加入者本人	1,000万円以上	5万円
		1,000万円未満～700万円以上	4万円
		700万円未満～400万円以上	3万円
		400万円未満～100万円以上	2万円
		100万円未満～10万円以上	1万円

(注1) 物損の場合は、上表のとおり支援金を給付する。

(注2) 物損の場合、損害額が10万円未満は対象としない。

〔表3〕火災損害に対する給付基準及び支援金額

(1口契約につき)

対象事項	対象者	支援金額
単純火災及び一般火災	加入者本人	傷害、物損合わせて5万円限度

(注1) 単純火災とは、LPガスの炎が火源及び熱源となった火災をいう。(風呂がまの空炊き、天ぷら鍋の油に引火、カーテン等への引火等)

(注2) 一般火災とは、LPガスの炎が原因でない火災をいう。(タバコの不始末、放火、漏電等)

(注3) 傷害及び物損の給付基準、支援金額は〔表1〕及び〔表2〕の給付基準、支援金額を適用する。

〔表4〕LPガス容器(貯槽)、LPガスメーター、調整器の焼破損(消費者先設置のものに限る。)に対する給付基準及び支援金額

(1口契約につき)

対象事故	対象者	対象物	種類	支援金額 (LPガス容器(貯槽)、 LPガスメーター、 調整器の火災損害支援金)
●LPガス事故 ●単純火災 ●一般火災	加入者本人 (一事業所)	LPガス容器 (貯槽)の損害	10kg以下の容器1本につき	1,500円
			10kg超～20kg以下の容器1本につき	3,000円
			20kg超～50kg以下の容器1本につき	5,000円
			50kg超の容器(バルク容器・貯槽含む)1本につき	10,000円
		LPガスメーターの 損害	マイコンメーター以外1個につき	2,000円
			マイコンメーター1個につき	6,000円
		調整器の損害	単段1個につき	500円
			自動切替1個につき	1,500円

(注1) 本支援金の支払限度額は、1火災1世帯につき5万円を限度とする。

3.消費者支援金

消費者が、LPガス事故又は単純火災により人的物的損害を被ったときは、次のとおり消費者支援金を給付いたします(火元の消費者に限る)。

「人的、物的損害に対する給付基準及び限度額」(火元の消費者に限る)

(1口契約につき)

人的損害			物的損害			
対象事故	支援金の種類 及び傷害の別	支援金額 (1名につき)	持家の場合		借家人の場合	
			損害額	支援金額	損害額	支援金額
LPガス事故	(入院支援金) けが	1日につき 2,000円 (25日、 5万円限度)	1,000万円以上	5万円	/	/
			1,000万円未満 ～700万円以上	4万円		
			700万円未満 ～400万円以上	3万円		
	(通院支援金) けが	1日につき 750円 (66日、 4.95万円限度)	400万円未満 ～100万円以上	2万円	400万円未満 ～100万円以上	2万円
			100万円未満 ～10万円以上	1万円	100万円未満 ～10万円以上	1万円
単純火災	傷害、物損合わせて 5万円 限度					

(注1) 人的損害の場合は入院支援金、通院支援金を合わせて5万円を限度とする。

(注2) LPガス事故で物損があった場合は、上表のとおり5万円を限度とする。

(注3) 単純火災で傷害、物損があった場合は傷害、物損合わせて5万円を限度とする。

(注4) 物損の場合、損害額が10万円未満は対象としない。

4.死亡弔慰金

加入者、従業員、消費者が下記の事故等で死亡したときは、次の表の区分に応じて死亡弔慰金を贈呈いたします。

「弔慰金の贈呈基準及び限度額」

(1口契約につき)

対象事故	対象者	死亡弔慰金
1. 不慮の事故、病気、交通事故、単純火災、一般火災等で死亡したとき。	加入者本人	5万円
2. 加入者支援金の[表1]「人的損害に対する贈呈基準及び支援金額」に記載してある対象事故で死亡したとき。	加入者本人、 従業員	
3. 消費者の過失で、LPガス事故、単純火災が発生し、火元の消費者が死亡したとき。	火元の消費者	

LPガスライフ支援制度加入申込書記入見本〈1口県用〉

新規用

新規にご加入される事業所につきましては、本紙にご記入ください。

赤枠のみ
ご記入ください。

郵便番号を
記入してください。

申込日・振込日を
記入してください。

LPライフ加入申込書(全L協用)

支部 受付 NO
 申込日 2021年 7月 10日
 振込日 2021年 7月 20日

一般社団法人 全国LPガス協会 宛

県コード 支部コード
 〇〇 〇〇

事業所番号 本社
 〇〇〇〇 〇〇

郵便番号 (新)
 105 0:0:04

住所 (新)
 港区新橋1-1-1

社名 (新)
 LPライフ株式会社

電話番号 (新)
 (03)(5393)(3700)

代表者 (新)
 代表取締役社長 日連 一郎

記入に際して
 ①白抜部は数字または漢字で記入してください。
 (フリガナは不要です。)
 ②機械で打出している内容に変更・訂正のある場合は、
 それぞれの下部“(新)”と書いているところに新
 しい内容をご記入ください。
 ※記入例はパンフレットにあるのでご参照ください。

事業所の名称・住所・代表者(支店・営業所等)

県コード 支部コード 事業所
 〇〇 〇〇 〇〇

事業所住所 (新)
 千代田区丸の内1-2-1

事業所名称 (新)
 LPライフ株式会社東京営業所

事業所代表者 (新)
 日本 花子

加入料の種類(次の該当する番号に○印を付けてください)
 (消費者戸数50戸まで)
 ① 最低加入料 (消費者戸数51戸以上)
 ② 一般加入料
 ③ 特別加入料 ① (直売の消費者を持たない卸專業事業者・
 スタンド專業事業者・受託認定保安機関・配送センター等)
 ② (直売の消費者を持つ卸事業者・スタンド事業者・
 受託認定保安機関・配送センター等)
 ④ 特別加入料
 ⑤ 中途加入料 ① 10月1日～翌年5月31日までに加入した場合 [上記の加入料と同額]
 ② 翌年6月1日～9月30日までに加入した場合 [上記の加入料の半額]

LPライフ契約期間	従業員数	消費者戸数	LPライフ加入料
自 2021年 10月 1日			
至 2022年 9月 30日	5人	0戸	5,000円

取扱協会

個人情報の取り扱いについて
 この度のLPガスライフ支援制度の加入申し込みによる会社名、住所、電話番号、代表者名、従業員数などの個人情報については、LPライフ(募集・支援金等の支払い等)を円滑に運営するための次の事項に利用させていただきます。
 ○加入者データ管理及び加入申込書作成、加入・未加入の照合、支援金の査定・支払い、加入料の確認・集計、事故・支払いに関する統計、加入申込書送付委託など。

通称は用いないで行政庁に届出た正式住所及び名称を記入してください。

電話番号を
記入してください。

加入料の種類
いずれかに○印を
してください。
(パンフレットをご
参照ください。)

従業員数
従業員数は、事業主を除いた
LPガス業務に従事している
人数をご記入ください。
(パート・アルバイト除く)

代表者印は
1枚目1ヶ所のみ
押印。

3枚とも都道府県協会に提出してください。

※加入されない場合にも、加入申込書は必ず県協会へご提出ください。

LPガスライフ支援制度加入申込書記入見本〈1口県用〉

既加入者用
(印字済)

赤枠のみ
ご記入ください。

機械で打ち出された内容に変更・訂正がある場合は、それぞれの下欄(新)と書いてあるところに新しい内容を記入してください

申込日・振込日を
記入してください。

LPライフ加入申込書(全L協用)

支部 受付 NO
申込日 2021年 7月 10日
振込日 2021年 7月 20日

一般社団法人 全国LPガス協会 宛

県コード 支部コード
13 01

事業所番号 本社
0777 00

郵便番号
105 0004

住所
港区新橋1-1-1

会社名
LPライフ株式会社

電話番号
(03)(5393)(3500)

代表取締役社長 目連 太郎
代表取締役社長 目連 一郎

記入に際して
①白抜部分だけ漢字または数字でご記入ください。(フリガナは不要です。)
②機械で打出している内容に変更・訂正のある場合は、それぞれの下欄“(新)”と書いてあるところに新しい内容をご記入ください。
※記入例はパンフレットにあるのでご確認ください。

事業所の名称・住所・代表者(支店・営業所等)

県コード 支部コード 事業所
[] [] []

事業所住所
千代田区丸ノ内1-2-1

事業所名称
LPライフ株式会社東京営業所

事業所代表者
目連 花子
東京 桜子

加入料の種類(次の該当する番号に○印を付けてください)

① 最低加入料 (消費者戸数50戸まで)
② 一般加入料 (消費者戸数51戸以上)
③ 特別加入料 ① (直売の消費者を持たない卸専業事業者・スタンド専業事業者・受託認定保安機関・配送センター等)
④ 特別加入料 ② (直売の消費者を持つ卸事業者・スタンド事業者・受託認定保安機関・配送センター等)
⑤ 中途加入料 ① 10月1日~翌年5月31日までに加入した場合 [上記の加入料と同額]
② 翌年6月1日~9月30日までに加入した場合 [上記の加入料の半額]

LPライフ契約期間	従業員数	消費者戸数	LPライフ加入料
自 2021年 10月 1日			
至 2022年 9月 30日	5 人	100 戸	1,000 円

取扱協会

個人情報の取り扱いについて
この度のLPガスライフ支援制度の加入申し込みによる会社名、住所、電話番号、代表者名、従業員数などの個人情報については、LPライフ(募集・支援金等の支払い等)を円滑に運営するための次の事項に利用させていただきます。
○加入者データ管理及び加入申込書作成、加入・未加入の照会、支援金の査定・支払い、加入料の確認・集計、事故・支払いに関する統計、加入申込書発送委託など。

印字されていますので、変更・訂正がなければ記入不要です。

加入料の種類
いずれかに○印を
してください。
(パンフレットをご
参照ください。)

従業員数
従業員数は、事業主を除いた
LPガス業務に従事している
人数をご記入ください。
(パート・アルバイト除く)

代表者印は
1枚目1ヶ所のみ
押印。

3枚とも都道府県協会に提出してください。
※加入されない場合にも、加入申込書は必ず県協会へご提出ください。

次の場合は原則として、支援金の給付は行いません。

(適用除外)

1. 次の場合は、原則として支援金の対象としない。

- (1) 消費者、加入者、従業員、第三者の故意、自殺行為、犯罪行為等に起因して生じた事故等
- (2) 消費者及び加入者並びにその従業員が事故の原因者から損害賠償を受けることができる時
- (3) 地震、噴火、津波、台風、洪水、竜巻、雷等の天災地変に随伴して生じた事故等
- (4) 戦争、内乱、暴動等に随伴して生じた事故等
- (5) 原子力損害の賠償に関する法律により、損害賠償の対象となる事故

2. 前項の規定にかかわらず、第1項の(3)の天災地変に随伴して生じた事故等については、理事会で審議し、特に認めた場合は支援金を給付する。ただし、当該支援金の支払額を制限又は減額、若しくは支払いを中止することができる。

3. 前2項の場合、支援金の請求期限(時効2年)の規定に拘わらず、支援金の請求する権利を短縮することができる。

個人情報の取り扱いについて

(1) この度のLPガスライフ支援制度の加入申し込みによる会社名、住所、電話番号、代表者名、従業員数などの個人情報については、LPライフ(募集・支援金等の支払い等)を円滑に運営するための次の事項に利用させていただきます。

○加入者データ管理及び加入申込書作成、加入・未加入の照会、支援金の査定・支払い、加入料の確認・集計、事故・支払いに関する統計、加入申込書発送委託など。

(2) 加入申込書に関する情報について、訂正、追加、削除、開示、利用停止等のご希望がありましたら都道府県協会ご連絡ください。

支援金の支払総額の減額及び支払規制について

(支援金の支払額減額、支払規制)

1. LPライフの契約期間内及び時効期間内において、支援金等の支払事由の集中的な発生もしくは予測を超えた事由の発生により、LPライフの運営維持に重要な影響を与えると見込まれる場合には、理事会で審議のうえ支援金の支払額の減額または支払を中止することができる。

2. 第1項の規定にかかわらず、販売促進支援金の支払い総額は、(1)から(4)の支払い額を合算して当該年度の定期契約加入料総額(毎年10月1日)の1/5以内とし、それを超えた場合は支払を中止する。

3. 第1項の規定にかかわらず、加入者支援金のうち、内症通院支援金の支払規制について、以下のとおりとする。

- (1) 事故発生日から1ヶ月間の通院日数を対象とする。
- (2) 請求金額が1口契約は5,000円以上、2口契約は10,000円以上のものを対象とする。
- (3) 内症の通院支援金の請求は、1人年間1回限りとする。
- (4) 内症の通院支援金の支払総額は、年間1,000万円以内とし、これを超えた場合はその時点で支払を中止する。